基発 0 3 3 1 第 7 号 平成 2 7 年 3 月 3 1 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長 (公 印 省 略)

「労働基準行政情報システム・労災行政情報管理システム及び労災レセプト電算処理システム運用管理要領」の改定について

労働基準行政情報システム・労災行政情報管理システム及び労災レセプト電算処理システム管理規程第23条第1項に規定される運用管理要領については、平成26年4月11日付け基発0411第3号「「労働基準行政情報システム・労災行政情報管理システム及び労災レセプト電算処理システム運用管理要領」の改定について」に基づき運営されてきたところである。

今般、厚生労働省組織令の改正(平成26年7月9日付け)及び省外のサイトに公開されているファイル(ソフトウェア)のダウンロードに係る取扱いの見直し等に伴い、「労働基準行政情報システム・労災行政情報管理システム及び労災レセプト電算処理システム運用管理要領」を改定したので遺漏なきよう期されたい。